

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について

本日、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（平成 30 年厚生労働省告示第 275 号）が公布され、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

なお、当該特例による事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（以下「事業主掛金等」という。）の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要がありますが、納付が困難であると認められる場合の納付期限日等に係る規定が定められていない場合における規約の変更にあたっては、今般の特例の適用に伴うもの限り、下記のとおりとしますので、併せて、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 規約の変更にあたっては、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 6 条第 2 項ただし書に規定する特に軽微なものとして取扱って差し支えないこと。
- 2 上記により規約の変更を行う場合、事業主は、企業型年金加入者に変更内容を丁寧に説明するとともに、理解を得ること。

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合には、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十五号
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条の三第一項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、確定拠出年金法施行令第十一条の三第二項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

○厚生労働省告示第二百七十六号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月薬雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者